

日上市河原子交流センター使用のきまり

日上市河原子交流センターは、学区内の地域活動、生涯学習及び介護予防等地域福祉の拠点として機能していくことにより、市民相互の交流を促進し、地域の活性化に寄与することを目的としたものです。

1.利用できる人

- (1) 原則として、日上市民と日上市に在勤、在学している人
- (2) 次の各号に該当するものは、使用できません。
 - ① 公の秩序又は善良な風俗を乱す恐れがあるとき。
 - ② 営利を目的と認められるとき。
 - ③ 宗教的、政治的行事に関して使用するとき。
 - ④ その他、管理上支障があるとき。

2.開館している時間

午前9時から午後9時まで

3.休館日

- (1) 年末年始（12月29日～1月3日）
- (2) 河原子交流センター運営委員会が特に必要と認めた日

4.利用方法

(1) 予約申請

1) 申請方法

- ① 午前9時から午後9時までに交流センターの受付に直接、または電話等にて申し込む。
- ② 使用申請書を提出する。
電話での申し込みは仮申請とし、1週間以内に「使用予約表」（イエロー）を提出する。1週間以内に提出が無い場合は無効とする。また、その旨を伝える。

2) 受付期間

- I. 3か月前から予約可能な行事
運営委員会が特に認めた行事（A）
- II. 2か月前から予約可能な行事
運営委員会が別に指定した団体が行う行事（B）
- III. 1か月前から予約可能な行事
その他の団体が行う行事（C）

※行事の編成は下記の通りとする。

行事のランク	行事の主催団体
A	コミュニティ推進会、社協、自治会、子ども会、学子連 PTA、高連会、スポーツ少年団関係、市の関係、交流センター
B	ボランティア団体、利用者団体
C	一般サークル（未登録団体）

(2) 当日申請（所謂、飛び込み）

- ①「当日使用」の申請があり、場所が空いている場合には使用を認める。
- ②使用申請書および使用報告書に所定事項を記入し事務室窓口に提出する。

(3) 使用時間の区分

- ・午前9時00分から午前12時00分
- ・午前12時00分から午後3時00分
- ・午後3時00分から午後6時00分
- ・午後6時00分から午後9時00分

尚、使用最長時間は6時間を超えられない。

又、運営委員会が認めた団体についてはその限りでない。

5.利用者の心得

- (1) 使用前に責任者（又は代理人）は、「使用申請書」を事務室窓口に提出する。責任者（又は代理人）以外の者で最初に来た者は窓口に一言声をかけるように団体内に周知徹底ください。
- (2) 使用時間を厳守すること。
- (3) 使用責任者（又は代理人）は、終了の際は清掃を終了した後、「使用報告書」を終了時間5分前には事務室窓口に提出し、忘れ物、施錠漏れなどないか協力員の確認を受ける。
- (4) 発生したゴミを持ち帰ること。
- (5) 使用した備品は元に戻すこと。
- (6) 他の使用者に迷惑をかけるような行為を慎むこと。
- (7) 建物の一部、設備及び備品等を破損した場合は速やかに事務室に報告すること。修繕・修理の費用は原則として破損させた当事者の負担とする。

6.利用の制限等

(1) 利用の制限

- ①当センターを定期的に利用する団体は「利用団体登録申請書」を提出する。公共の行事を優先とし、多くの市民が交流し使用出来る様に月間の使用回数は原則として1回/週、月最大3回までとする。

但し、次の追加措置を設ける。

(第5週の予約受付)

- 月3回の利用予約をしている登録団体は、利用希望日の1週間前からの受付とする。
- 月2回の利用予約をしている登録団体は、利用希望日の1ヵ月前からの

受付とする。

○未登録団体は、利用希望日の1ヵ月前からの受付とする。

○但し、利用予約をしている登録団体で、コミ推の行事等でキャンセルしていただいた団体を優先する

②公共の行事及び地域団体を最優先とし、予約後に変更となることもある。

尚、公的利用で使用できなかった場合は、振り替えて使用できる。

③施設を使用できる団体を構成する人数は概ね5名以上とする。(個人使用はできません)

④一般の団体で、使用したい日が1か月以内で、空き室があれば使用を認める。

但し、一旦、認めた後にAランクの行事主催者から使用の申請があった場合には使用を取り消す場合がある。

(2) 小、中、高校生の取り扱い

①小学生

小学生だけの利用は認めない。

尚、高校生以上の兄弟姉妹、両親、祖父母等が同席の場合は認める。

但し、高校生だけの同席の場合はホールのみ使用可とする。

②中学生

原則、ホールのみ利用可とする。使用時間は2時間を限度とし時間は17時30分までとする。

但し、長期休みのときは自由研究等勉学を目的にする場合に限り和室の使用を認める。午後も使用したいときは自宅で昼食をとってからにする。尚、入口のドアは開けた状態とする。

③高校生

原則、ホールのみ使用可とする。時間は19時00分までとする。

小学生が同席の場合は17時00分までとする。

中学生が同席の場合は17時30分までとする。

④その他

小学生、中学生が交流センター敷地内で遊んでいる場合には、17時00分に帰宅するように説諭する。

7.その他

(1) 「日立市交流センターの設置及び管理に関する条例・規則」及び「使用のきまり」に違反する恐れがあるときは使用できません。

(2) アルコール類は、飲用しないこと。ただし、団体によっては責任者の申請により、一定の条件のもとで運営委員会が許可することもあります。

(3) 交流センターの一斉清掃

毎年7月、12月には利用登録団体に一斉清掃に参加していただきます。

(4) コピーを依頼するときは下記のとおり、使用料をいただきます。

項目	金額	備考
コピー機	10円 50円	白黒及び二色1枚につき カラー1枚につき

8.上記に定めのない事項は、運営委員会において協議する。

以上

(改訂履歴)

1. 2018年12月2日改訂

- (1) 利用方法について、当日申請の追加及び使用時間の区分変更。
- (2) 利用者の心得について、内容を追加。
- (3) 利用の制限について、内容を追加。
- (4) 実施期日は原則として2018年12月2日付とするが、使用時間の区分の変更は2019年4月1日付とする。